

確定申告は期間内にお済ませください



問 佐賀税務署 ☎0952-32-7511 / 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126

令和5年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談会場や時間は次のとおりです。申告書を作成いただき、早めの提出と納税をお願いします。

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などは、佐賀税務署が開設する確定申告会場（メートプラザ佐賀）で行ってください。

【税務署での申告】

通常、申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場当日配布されますが、一日の受付数に限りがありますので、後日の来場となる場合があります。入場整理券は、LINEでの事前発行もでき

ます。また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して、ご自宅などからスマホやパソコンで申告することができます。くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

名称	会場	期間	受付時間
通常申告 (会場開設期間)	メートプラザ佐賀	2月16日(金)～3月15日(金) ※2月25日(日)は受け付けます	平日 9時～16時

【多久市役所での申告】

市役所での申告は、会場での受付後、待機所などでお待ちいただくことがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 会場 市役所4階 大会議室東
- 日時 2月16日(金)～3月15日(金)
平日9時～16時(3月3日(日)は受け付けます)
- 会場直通電話 ☎0952-75-2013
- 申告来場者専用臨時駐車場のご案内

所得税確定申告などの内容は、税務署にデータで提出しており、その際には申告者の「利用者識別番号」が必要です。今年初めて確定申告をするなど、利用者識別番号を持っていない人は、事前にスマートフォンなどで取得されておくと、受付がスムーズです。昨年や一昨年に多久市で申告をした人は、新たに取得する必要はありません。

※すでに取得した人が新たに取得すると、以前の利用者識別番号に紐づいた情報が確認できなくなりますので、ご注意ください



未知らせ

もう草で悩ませません！毎月の定期除草で雑草の悩みを解決！

除草のサブスク

敷地30坪まで 3,850円(月額)～
敷地31坪より 5,800円(月額)～

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0952-72-5161

空き家の活用、相続関係の相談など
その他、住まいの問題を解決します

E・B・ONE
TEL 0952-73-8060

防犯と除草で安心！

空き家巡回管理

ご自分たちで管理が難しくなった空き家はありませんか？

月額 5,500円
年6回除草付

TEL 0952-37-3227

昭和3年創業、100年企業を目指して！

株式会社エグチ・ビルド

小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間：月～金曜 9時～17時